徳島県新型インフルエンザ対策行動計画

平成 17 **年** 12 **月** 22 **日（策定）**
平成 21 **年２月** 17 **日（改定）**

徳　島　県

目　次

第１　総論 ……1
　１　計画の趣旨 ……1
　２　『徳島県危機管理対処指針』の枠組みの活用 ……1
　３　高病原性鳥インフルエンザ対策との関係 ……1
　４　県行動計画の見直し ……2

第２　対策の基本的考え方 ……3
　１　流行規模及び被害の想定 ……3
　２　対策の基本方針 ……4
　３　マニュアル整備 ……4
　４　市町村や関係機関との連携・協力 ……5
　５　訓練 ……6

第３　危機管理体制 ……7
　１　危機管理会議の役割 ……7
　２　危機管理対策本部の設置 ……7
　３　各部局の役割分担 ……8
　４　県民及び関係機関の役割 ……10

第４　新型インフルエンザの発生段階に応じた対策の実施 ……11
　１　発生段階の区分 ……11
　２　発生段階ごとの対策　～国の行動計画に準拠した対策の実施 ……11
　　表：県で実施が求められる対策一覧 ……12
　３　発生初期段階に検討・実施すべき主な対策 ……26

第５　県民への情報提供 ……31
　１　積極的な情報提供 ……31
　２　相談窓口の設置 ……31

第１　総論

１　計画の趣旨

『徳島県新型インフルエンザ対策行動計画』（以下「県行動計画」という。）は、ヒトからヒトへ感染する新型インフルエンザ発生の危険性が高まっていることから、以下に掲げる国の行動計画及びガイドラインに基づき、新型インフルエンザ発生時に、本県における感染拡大を防止し、県民の健康被害発生を阻止するための総合的な対策が実施できるよう、県としての行動指針を示したものである。

○『新型インフルエンザ対策行動計画』（以下、「国の行動計画」という。）

・策定主体：新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議

・策定時期：平成 17 年 12 月 6 日

・最終改定：平成 21 年２月 17 日

○『新型インフルエンザ対策ガイドライン』（以下、「国のガイドライン」という。）

・策定主体：新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議

・策定時期：平成 21 年２月 17 日

２　『徳島県危機管理対処指針』の枠組みの活用

新型インフルエンザは、県民の生命・身体・財産に深刻な被害をもたらすことが想定される危機事象であり、対策の実施に際しては、全庁的な危機管理体制を確保し、実施する必要がある。

そのため、新型インフルエンザ対策は、『徳島県危機管理対処指針』（平成 17 年 9 月 16 日策定）に示された危機管理の枠組みを活用し、常設の「危機管理会議」を中心とした全庁体制により実施するものとする。

さらに、新型インフルエンザが発生した際には、知事を本部長とする「危機管理対策本部」を設置し、強力な対策の推進体制を迅速に確立するものとする。

３　高病原性鳥インフルエンザ対策との関係

新型インフルエンザウイルスは、高病原性鳥インフルエンザウイルスが突然変異し、発生する可能性が高いと考えられている。

そのため、新型インフルエンザ対策の実施にあたっても、高病原性鳥インフルエンザ

対策と連続した対策を実施するものとする。

高病原性鳥インフルエンザ対策は、具体的には、『徳島県高病原性鳥インフルエンザ防疫マニュアル』（平成 16 年 9 月 27 日制定）に基づき実施するが、危機管理会議と緊密な情報共有を行うとともに、本県において高病原性鳥インフルエンザが発生した場合においては、危機管理対策本部を設置し、全庁的な対応を行うものとする。

4　県行動計画の見直し

県行動計画は、新型インフルエンザの発生の時期や形態についての予測は常に変わりうること、新型インフルエンザ対策については随時最新の科学的な知見を取り入れ見直す必要があること等から、危機管理会議において、適時適切に見直しを行うものとする。

第２　対策の基本的考え方

１　流行規模及び被害の想定

⑴　国の行動計画での推計と本県への当てはめ

国の行動計画においては、全人口の 25%が新型インフルエンザに罹患し、医療機関を受診する患者数を約 1,300 ～ 2,500 万人となると推計している。

また、入院患者数及び死亡者数については、新型インフルエンザがスペインインフルエンザと同程度（致死率 2.0%）の場合の上限値が推計されている。

これを本県に単純に人口比で当てはめると、次のとおりとなる。

	全　　国	徳　島　県
医療機関受診者数	約 2,500 万人	約 16 万人
入　院　患　者　数	約 200 万人	約 1 万 3 千人
死　　亡　　者　　数	約 64 万人	約 4 千人

なお、流行の規模の予測や被害の推計を扱う際には、次の点について、留意する必要がある。

○　新型インフルエンザ発生時の流行規模は、出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等により左右されるものであり、現時点でその流行規模を完全に予測することは難しいとされていること

○　推計値については、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響、現在の我が国の衛生状況等については考慮されていないこと

⑵　社会・経済的影響

新型インフルエンザにより、上記⑴に掲げる推計のような被害が発生した場合には、次のような社会・経済的な影響が発生すると予想される。

○　全国的に、従業員本人の罹患や家族の罹患等により、従業員の最大 40 %程度が欠勤することが想定されること

○　不要不急の事業の休止、物資の不足、物流の停滞等が予想され、経済活動が大幅に縮小する可能性があること

○　国民生活においては、学校・保育施設等の臨時休業、集会の中止、外出の自粛等社会活動が縮小するほか、食料品・生活必需品等や生活関連物資が不足するおそれもあること

2　対策の基本方針

⑴　県内で新型インフルエンザが発生する前の基本方針

新型インフルエンザ・高病原性鳥インフルエンザを
発生させない・持ち込ませない

現時点においては、新型インフルエンザは発生しておらず、また、本県においては高病原性鳥インフルエンザも発生していない。そのため、新型インフルエンザ及び高病原性鳥インフルエンザを「発生させない」「持ち込ませない」ことを基本方針とした対策を実施することとする。

⑵　県内で新型インフルエンザが発生した後の基本方針

① 県内での感染拡大を可能な限り抑制し、県民の健康被害を最小化させる。
② 県民生活や社会・経済活動を維持し、混乱やパニックを回避する。

国の行動計画においては、「新型インフルエンザの発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、交通手段の発達により地球規模で大量の人が短時間に移動する時代でもあり、世界中のどこかで新型インフルエンザが発生すれば、我が国への侵入も避けられない」との認識が示されている。

そのため、新型インフルエンザ発生前においては、前述の⑴に掲げるとおり「発生させない」「持ち込ませない」ことを基本方針とした対策を実施するが、万一、県内での新型インフルエンザ発生が現実のものとなった場合には、県民の生命・身体・財産を守るという観点から、「県内での感染拡大を可能な限り抑制し、県民の健康被害を最小化させる」ことと、「県民生活や社会・経済活動を維持し、混乱やパニックを回避する」ことを基本方針とした対策の実施を行うこととする。

3　マニュアル整備

⑴　個別対策マニュアルの整備

県行動計画に定めるもののほか、各部局で実施する個別対策の実施手順等については、国の行動計画やガイドライン等を参考にしながら、担当する部局において、マニュアル等にして整理するものとする。

とりわけ、県内で新型インフルエンザの感染が拡大した場合の抗インフルエンザウイルス薬の確保、医療の受け入れ体制、対策の実施手順、関係機関との連携方法等については、保健福祉部で策定している『徳島県新型インフルエンザ対応マニュアル』に基づき実施するものとする。

なお、これらのマニュアルは、実効性を確保するため、新型インフルエンザの発生状況等に応じ、柔軟に見直しを行うものとする。

〔参考〕新型インフルエンザ対策関係マニュアル（平成 21 年２月現在）

・保健福祉部：『徳島県新型インフルエンザ対応マニュアル』
〃　：『新型インフルエンザ発熱相談ホットライン対応マニュアル』
・商工労働部：『徳島県海外危機管理ガイドライン』
・教育委員会：『学校における新型インフルエンザへの対応』
・県警察本部：『徳島県警察新型インフルエンザ対策行動計画』

⑵　業務継続計画の策定

【担当部局：危機管理局・企画総務部・保健福祉部及び全部局】

新型インフルエンザ発生時においても、県庁機能を維持し、県民への行政サービスを継続的に提供することができるよう、業務継続計画を作成するものとする。

4　市町村や関係機関との連携・協力

⑴　連絡窓口及び情報収集・交換

新型インフルエンザ対策を具体的に実行する際には、市町村や医療機関、学校、事業者をはじめとする関係機関との連携・協力は不可欠である。

そのため、県と関係機関との間での連絡窓口を確認するとともに、具体的な対策の実施手順について協働して検討を行うものとする。

また、他の都道府県での取り組みについても、情報収集・交換を行うものとする。

⑵　市町村行動計画の策定支援

【担当部局：危機管理局・保健福祉部及び関係全部局】

万一、県内で新型インフルエンザが発生した場合には、発生現場においては、保健所や医療機関、市町村などの関係機関が連携をはかりながら、「感染予防」や「感染拡大の阻止」のための対策を実施することとなる。

その際、市町村においては、

・発熱外来の設置等医療体制の整備に係る協力
・相談窓口の設置
・住民に対する広報活動
・高齢者・障害者等の要支援者の支援

などの役割が期待されている。

新型インフルエンザ発生時に、混乱することなく、発生状況や住民からの相談・問い合わせに即応した迅速・的確な対応を図ることができるよう、各市町村においても、

新型インフルエンザの発生に備えた危機管理体制の整備が必要であると考えられる。

そのため、県内市町村において、国の行動計画及び県行動計画に準じた行動計画を作成できるよう、積極的に助言や指導を行うこととする。

⑶ 消防機関における業務継続の取組支援

【主な担当部局：危機管理局・保健福祉部】

消防機関が、新型インフルエンザ発生時に業務を継続できるよう、消防庁から示されている『消防機関における新型インフルエンザ対策のための業務継続ガイドライン』（平成 20 年 12 月公表）に基づき、業務継続計画の策定等に対し助言や指導を行うこととする。

⑷ ライフライン事業者等との物資供給の協定

【主な担当部局：危機管理局】

新型インフルエンザ発生時に不足が懸念されている食料品や飲料水等の物資について、災害時での協定に準じ、供給ができるよう、ライフライン事業者等との協定締結を推進することとする。

⑸ 徳島県警察本部との連携

徳島県警察本部と、平素から新型インフルエンザ対策に関する情報交換を行うものとする。

5 訓練

県行動計画や各部局の作成しているマニュアルの内容を検証するため、必要に応じ、危機管理会議又は各部局において、訓練（実動・図上）を実施するものとする。

第３　危機管理体制

１　危機管理会議の役割

危機管理会議は、本県における新型インフルエンザ対策の中心的な役割を担うものとする。そのため、以下の役割を担うものとする。

①　各部局で把握している新型インフルエンザに関する情報は、危機管理会議において集約し、情報共有を行うこと

②　各部局が作成する対処マニュアルの整備状況を把握すること

③　各部局における対策の実施状況を把握すること

２　危機管理対策本部の設置

⑴　設置基準

新型インフルエンザの発生状況等に応じて、知事を本部長とする危機管理対策本部を設置するが、以下の場合においては、自動的に危機管理対策本部を設置するものとする。

> ①　国内外を問わず新型インフルエンザによるヒトからヒトへの感染が確認された時点（WHO がフェーズ 4 の宣言を行った時点）
>
> ②　県内で高病原性鳥インフルエンザの発生が確認された時点

なお、この基準は、上記①及び②の基準に合致しない場合であっても、新型インフルエンザや高病原性鳥インフルエンザの発生の恐れがあり、県として全庁的な対応が必要だと判断される場合に、危機管理対策本部の設置を妨げるものではない。

⑵　設置及び運営

危機管理対策本部の設置及び運営については、「徳島県危機管理対策本部の設置及び運営に関する要綱」に基づき行うものとする。

危機管理対策本部設置後は、速やかに対策本部会議を招集し、各部局で実施する応急対策を取りまとめるなど、対処方針の検討を開始するものとする。

⑶　事務局

危機管理対策本部の事務局には、危機管理局、保健福祉部及び農林水産部の職員を中心に配置する。

また、事務作業を行うため、以下の班を置くものとする。

班　名	分　　掌　　事　　務	主担当部局
総務班	庶務	危機管理局
対策班	対処方針等の決定	保健福祉部 農林水産部
情報班	国及び関係機関との連絡調整	保健福祉部 農林水産部
広報班	総合窓口（広報対応） 県民からの相談窓口	危機管理局 保健福祉部 農林水産部
※　ヒトーヒトの感染は　保健福祉部 トリートリの感染は　農林水産部 トリーヒトの感染は　保健福祉部と農林水産部　} が中心となる		

⑷　緊急警戒宣言

危機管理対策本部長は、県民に注意を呼びかけるため、新型インフルエンザの発生状況に応じて、緊急警戒宣言（県内で新型インフルエンザの発生が確認された時点に行う）を行うものとする。

⑸　現地危機管理対策本部

県内で新型インフルエンザ又は高病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、発生地を所管する総合県民局（南部総合県民局及び西部総合県民局の所管地域以外については保健所又は家畜保健衛生所）に、現地危機管理対策本部を設置するものとする。

3　各部局の役割分担

危機管理対策本部が設置された場合には、各部局は、『徳島県危機管理対処指針』に示された「責務・連携・協力」の理念に基づき、新型インフルエンザ発生時の所管業務への影響等を把握し、必要な対策について積極的に推進するものとする。

その際、各部局は、主として以下の役割を担うとともに、新型インフルエンザ対策の実施を円滑に行うための連絡窓口を設置するものとする。

部　局　名	役　　割
危機管理局	・危機管理会議及び危機管理対策本部の運営 ・庁内の連絡調整 ・総合窓口（広報対応） ・消防機関との連携 ・ライフラインの維持に関する事業者との連携
企画総務部	・職員に対する予防、感染拡大防止に関する周知 ・私立学校での対応
県民環境部	・在県外国人への情報提供 ・保健環境センターでの検査体制の整備 ・市町村のごみ処理体制の確保に向けた対応
保健福祉部	・新型インフルエンザに関する相談窓口 ・『徳島県新型インフルエンザ対応マニュアル』及び『新型インフルエンザ発熱相談ホットライン対応マニュアル』に基づく対応
商工労働部	・商工団体及び事業者への情報提供、協力要請 ・観光関連事業者への情報提供、協力要請
農林水産部	・農林水産関係団体への情報提供、協力要請 ・鳥インフルエンザに関する相談窓口 ・『徳島県高病原性鳥インフルエンザ防疫マニュアル』に基づく対応
県土整備部	・交通機関との連絡調整
南部総合県民局 西部総合県民局	・管内における総合窓口
企業局	・事業継続のための体制確保
病院局	・県立病院での対応
教育委員会	・公立学校での対応
県警察本部	・支援要請等に伴う警戒活動及び交通規制 ・社会秩序の維持

4　県民及び関係機関の役割

新型インフルエンザ対策の推進に際しての、県民及び関係機関の主たる役割は次のとおりとする。

区　　分	主　　な　　役　　割
県民	県民は、県による広報や報道に関心を持ち、新型インフルエンザ等に関する正しい知識を得て、食料品・生活必需品等の備蓄や外出自粛など感染拡大防止に努めることが求められる。また、患者等の人権を損なうことのないよう注意しなければならない。
市町村	市町村については、住民に最も近い行政単位であり、地域の実情に応じた計画を作成するとともに、住民の生活支援、独居高齢者や障害者等社会的弱者への対策や医療対策を行う。
社会機能の維持に関わる事業者	医療関係者、公共サービス提供者、食料品等の製造・販売事業者、報道機関等については、新型インフルエンザの発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、事業継続計画の策定や従業員への感染防止策の実施などの準備を積極的に行う。
一般の事業者	一般の事業者については、新型インフルエンザの発生時には、感染拡大防止の観点から、不要不急の事業を縮小することが望まれる。特に不特定多数の者が集まる事業を行う者については、事業の自粛が求められる。

第４　新型インフルエンザの発生段階に応じた対策の実施

１　発生段階の区分

県行動計画では、新型インフルエンザの発生段階を、次のとおり区分することとする。

発　生　段　階		状　態
０前段階	未発生期	新型インフルエンザが発生していない状態
Ⅰ第一段階	海外発生期	海外において新型インフルエンザ患者が発生したが、国内では患者（疑似症患者を含む）発生が確認されていない状態
Ⅱ第二段階	①国内発生期	国内において新型インフルエンザ患者が発生したが、県内では患者（疑似症患者を含む）発生が確認されていない状態
	②県内発生早期	県内で患者（疑似症患者を含む）が発生した状態
Ⅲ第三段階	①県内感染拡大期	県内で患者（疑似症患者を含む）が多数発生し、発生患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
	②県内まん延期	県内で患者（疑似症患者を含む）が増加し、入院措置などによる感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態
	③県内回復期	県内で患者（疑似症患者を含む）発生が減少傾向となった（ピークを越えたと判断できる）状態
Ⅳ第四段階	県内小康期	県内で患者（疑似症患者を含む）発生が減少し、低い水準で停滞した状態

２　発生段階ごとの対策　～国の行動計画に準拠した対策の実施

国の行動計画に即し、新型インフルエンザ発生段階に応じて県が取るべき対策及び主たる担当部局は、「表：県で実施が求められる対策一覧」のとおりとする。

表：県で実施が求められる対策一覧

1　高病原性鳥インフルエンザ対策に関する事項

対策の区分	対策を実施する発生段階								主たる担当部局
	0 前段階	I 第一段階	II 第二段階		III 第三段階			IV 第四段階	
	未発生期	海外発生期	①国内発生早期	②県内発生早期	①県内感染拡大期	②県内まん延期	③県内回復期	県内小康期	
1　実施体制と情報収集 1－1　国内で鳥インフルエンザが人に感染した場合の対応									
速やかに危機管理会議を開催し、情報の集約・共有・分析を行うとともに、人への感染拡大防止対策に関する措置について協議・決定する。	●								危機管理局 農林水産部
鳥インフルエンザに関する国内外の情報を収集する。	●								危機管理局 農林水産部
2　サーベイランス 2－1　家きんにおける高病原性鳥インフルエンザのサーベイランス									
家きん飼養者等からの異常家きんの早期発見・早期通報を徹底する。	●								農林水産部
3　予防・まん延防止 3－1　在外邦人への情報提供									
国内の各学校等に対し、鳥インフルエンザの発生国に留学している在籍者に感染対策について周知徹底する。	●								企画総務部 教育委員会
3－2　家きん・輸入動物における高病原性鳥インフルエンザの防疫対策 3－2－1　国内での発生予防									
学校・家庭を含めて家きんを飼養している者に対して、家きんと野鳥との接触を避けるよう、周知徹底を行う。	●								企画総務部 保健福祉部 農林水産部 教育委員会

３－２－２　国内で発生した場合の対応									
感染家きん等への防疫措置（患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家きん等の移動制限等）の実施により、感染拡大を防止する。	●								農林水産部
殺処分羽数が大規模となる等、緊急に対応する必要があり、県による対応が困難である場合には、自衛隊の部隊等による支援を要請する。	●								危機管理局 農林水産部
農場の従業員、防疫従事者等の感染防御（ウイルス学的検査、マスク・防護服等の使用、予防接種・抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等）を実施する。	●								県民環境部 保健福祉部 農林水産部
３－３　人への鳥インフルエンザの感染防止策 ３－３－１　国内で鳥インフルエンザが人に感染した場合の対応									
必要に応じて、国に対し、疫学、臨床等の専門家チームの派遣を要請する。	●								保健福祉部
４　医療 ４－１　国内で鳥インフルエンザが人に感染した場合の対応									
感染鳥類との接触があり、感染が疑われる患者に対し、迅速かつ確実な診断を行い、確定診断がされた場合に、陰圧病床の使用等感染対策を講じた上で、抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療を行う。	●								保健福祉部
患者の検体を保健環境センター（確定できない場合は国立感染症研究所）へ送付し、亜型検査、遺伝子解析等を実施する。	●								県民環境部 保健福祉部
感染症法に基づく二類感染症である鳥インフルエンザ(H5N1)の患者（疑似症患者を含む。）について、入院等の措置を講ずる。	●								保健福祉部
積極的疫学調査や接触者への対応（外出自粛の要請、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、有症時の対応指導等）、死亡例が出た場合の対応（埋火葬等）等を実施する。	●								保健福祉部

対策の区分	対策を実施する発生段階								主たる担当部局
	0 前段階	I 第一段階	II 第二段階		III 第三段階			IV 第四段階	
	未発生期	海外発生期	① 国内発生早期	② 県内発生早期	① 県内感染拡大期	② 県内まん延期	③ 県内回復期	県内小康期	
5　情報提供・共有 5－1　鳥インフルエンザ発生等の場合の情報提供									
県内で家きん等に高病原性鳥インフルエンザが発生した場合や鳥インフルエンザの人への感染が確認された場合、発生状況及び対策について、国と連携し、積極的な情報提供を行う。	●								危機管理局 農林水産部

2　新型インフルエンザ対策に関する事項

対策の区分	対策を実施する発生段階								主たる担当部局
	0 前段階	I 第一段階	II 第二段階		III 第三段階			IV 第四段階	
	未発生期	海外発生期	① 国内発生早期	② 県内発生早期	① 県内感染拡大期	② 県内まん延期	③ 県内回復期	県内小康期	
1　実施体制と情報収集 1－1　関係機関との連携強化と体制の整備									
関係機関と連携し、新型インフルエンザの発生に備え、訓練を実施する。	●								危機管理局 保健福祉部
行動計画、業務継続計画等の作成、新型インフルエンザ対策に携わる医療従事者や専門家の育成等を行う。	●								危機管理局 企画総務部 保健福祉部 全部局
保健所、市町村、警察、消防機関、海上保安機関等との連携を進める。	●								危機管理局 保健福祉部
1－2　情報収集									
新型インフルエンザに関する国内外の情報を収集する。		●	●	●	●	●	●	●	危機管理局 保健福祉部

１－３　海外発生時の体制整備									
海外において新型インフルエンザが発生した疑いがある場合には、危機管理会議を招集し、情報の集約・共有・分析を行うとともに、県としての対処方針について協議・決定する。		●							危機管理局 保健福祉部
１－４　国内発生時の体制整備									
国と連携し、国内の発生状況をリアルタイムで把握し、必要な対策を実施するための体制を整備する。			●	●	●	●	●		危機管理局 保健福祉部
国と連携し、積極的疫学調査を実施する。必要に応じて、疫学、臨床等の専門家チームの派遣を要請する。				●					保健福祉部
１－５　発生段階の宣言									
危機管理対策本部は、国等の意見を踏まえ、県内が感染拡大期に入ったことを宣言する。					●				危機管理局 保健福祉部
危機管理対策本部は、国等の意見を踏まえ、県内がまん延期に入ったことを宣言する。						●			危機管理局 保健福祉部
危機管理対策本部は、国等の意見を踏まえ、県内が小康期に入ったことを宣言する。							●		危機管理局 保健福祉部
２　サーベイランス ２－１　新型インフルエンザの国内発生に備えたサーベイランス									
国からの要請により、新型インフルエンザ発生時から開始するアウトブレイクサーベイランス、パンデミックサーベイランス、予防接種副反応迅速把握システム、臨床情報共有システムの対象医療機関基準に基づき、選定機関のリスト作成及び登録を実施する。	●								保健福祉部

対策の区分	対策を実施する発生段階								主たる担当部局
	0 前段階	I 第一段階	II 第二段階		III 第三段階			IV 第四段階	
	未発生期	海外 発生期	① 国内 発生早期	② 県内 発生早期	① 県内感染 拡大期	② 県内 まん延期	③ 県内 回復期	県内 小康期	
3　予防・まん延防止 3－1　在外邦人支援									
各学校に対し、新型インフルエンザ発生国に留学している在籍者に感染対策を周知徹底するよう要請する。		●							企画総務部 教育委員会
3－2　国内での感染拡大防止 3－2－1　抗インフルエンザウイルス薬の予防投与									
患者の同居者、濃厚接触者、同じ職場等にいる者又は医療従事者であって十分な防御なく曝露した者への、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。				●	●				保健福祉部
まん延期における患者との濃厚接触者（同居者を除く。）及び同じ職場等にいる者への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせる。また、患者と同居する者に対する予防投与については、第二段階における効果を評価した上で継続の有無を決定する。						●			保健福祉部
3－2－2　発生地域の住民や関係者に対する要請									
住民に対し、可能な限り外出を控えるよう要請する。			●	●	●	●	●(縮小)		危機管理局 保健福祉部
集会主催者、興行施設等の運営者に対し、活動を自粛するよう要請する。			●	●	●	●	●(縮小)		危機管理局 保健福祉部 商工労働部 関係全部局
学校、通所施設等の設置者に対し、臨時休業及び入学試験の延期等を行うよう要請する。			●	●	●	●	●(縮小)		危機管理局 企画総務部 保健福祉部 教育委員会

	住民、事業所、福祉施設等に対し、マスクの着用、手洗い・うがいを強く勧奨する。また、事業所に対し、新型インフルエンザ様症状の認められた従業員の出勤停止・受診の勧奨を要請する。			●	●	●	●	●(縮小)		危機管理局 保健福祉部 商工労働部 関係全部局
	事業所に対し、不要不急の業務を縮小するよう要請する。			●	●	●	●	●(縮小)		危機管理局 商工労働部 関係全部局
	公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染防止対策を講ずるよう要請する			●	●	●	●	●(縮小)		危機管理局 保健福祉部 県土整備部
	外出や集会の自粛の解除、学校や通所施設等の再開、事業所の業務再開等を行う時期について検討を行い、周知する。								●	危機管理局 企画総務部 保健福祉部 商工労働部 教育委員会 関係全部局
	３－２－３　地域封じ込め									
	離島や山間地域などにおいて一定の条件を満たす場合には、直ちに地域封じ込め実施の可否について検討を行う。				●					危機管理局 保健福祉部
	３－２－４　施設の感染対策強化									
	病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設等、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化する。				●	●	●	●		保健福祉部 病院局
４　ワクチン ４－１　接種体制の構築										
	国と協力し、プレパンデミックワクチン及びパンデミックワクチンの接種体制を構築する。	●								

対策の区分	対策を実施する発生段階								主たる担当部局
	0 前段階	I 第一段階	II 第二段階		III 第三段階			IV 第四段階	
	未発生期	海外発生期	① 国内発生早期	② 県内発生早期	① 県内感染拡大期	② 県内まん延期	③ 県内回復期	県内小康期	
5　医療									
5－1　地域医療体制の整備									
医療体制の確保について、国から提供される具体的なマニュアル等を参考にし、体制の整備を進める。	●								保健福祉部
原則として、２次医療圏を単位とし、保健所を中心として、地域医師会、地域薬剤師会、国立病院機構や大学病院等を含む医療機関、薬局、市区町村、消防等の関係者からなる対策会議を設置し、地域の関係者と密接に連携をとりながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進するよう支援する。	●								保健福祉部
発熱外来を行う医療機関等の準備や感染症指定医療機関等（感染症指定医療機関及び結核病床を有する医療機関等）の整備を進める	●								保健福祉部 病院局
5－2　まん延期の医療の確保のための準備									
全ての医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた事業継続計画の作成を要請し、支援する。また、医療機関における使用可能な病床数を試算する。	●								保健福祉部 病院局
地域の実情に応じ、感染症指定医療機関等のほか、公的医療機関等（公立病院、日赤病院、国立病院、国立大学附属病院等）で入院患者を優先的に受け入れる。	●								保健福祉部 病院局
入院治療が必要な新型インフルエンザの患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に備え、公共施設等で医療を提供することについて検討を行う。	●								保健福祉部

	地域の医療機能維持の観点から、新型インフルエンザ患者に対応せず、原則として、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を行う医療機関の設定を検討する。	●								保健福祉部
	社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。	●								保健福祉部
5－3　医療関係者等の研修										
	国と協力し、医療関係者等に対し、国内発生を想定した研修を行う。	●								保健福祉部 病院局
5－4　医療資器材の整備										
	第三段階のまん延期に備え、必要となる医療資器材（個人防護具、人工呼吸器、簡易陰圧装置等）をあらかじめ備蓄・整備する。また、感染症指定医療機関等における必要な医療資器材や増床の余地に関して調査を行った上、十分な量を確保する。	●								保健福祉部 病院局
5－5　検査体制の整備										
	保健環境センターにおける新型インフルエンザに対する PCR 検査を実施する体制を整備する。	●								県民環境部 保健福祉部
5－6　発熱相談ホットラインの設置										
	発熱相談ホットラインを設置する。		●	●	●	●	●	●		保健福祉部
5－7　抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用等										
	抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するとともに、患者の濃厚接触者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う		●	●	●					保健福祉部

対策の区分	対策を実施する発生段階								主たる担当部局
	0 前段階	I 第一段階	II 第二段階		III 第三段階			IV 第四段階	
	未発生期	海外発生期	① 国内発生早期	② 県内発生早期	① 県内感染拡大期	② 県内まん延期	③ 県内回復期	県内小康期	
県内の抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を調査し、患者の発生状況を踏まえ、抗インフルエンザウイルス薬が必要量供給されているかどうかを確認し、不足する場合には、国に配分調整を要請する。				●	●	●	●		保健福祉部
まん延期における患者との濃厚接触者（同居者を除く。）及び同じ職場等にいる者への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせる。また、患者と同居する者に対する予防投与については、第二段階における効果を評価した上で継続の有無を決定する。						●			保健福祉部
５－８　発熱外来の整備									
新型インフルエンザの可能性がある者とそれ以外の者を振り分ける発熱外来を整備する。			●	●	●	●	●		保健福祉部 病院局
５－９　患者及び接触者への対応									
新型インフルエンザの患者は、原則として、感染症指定医療機関等で診療及び抗インフルエンザウイルス薬の投与を行うため、発熱外来及び一般医療機関に対し、受診者について本人の渡航歴等を確認した上、新型インフルエンザが疑われる場合には感染症指定医療機関等の受診を指示するよう、周知する。			●	●					危機管理局 保健福祉部
感染症指定医療機関等に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザの患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。当該者に対しては、感染症法に基づき入院勧告を行い、確定診断を行う。			●	●					保健福祉部 病院局
検体を保健環境センターへ送付し、亜型の検査を行う。			●	●					県民環境部 保健福祉部

	新型インフルエンザ患者の接触者（同居者等）に対しては、経過観察期間を定め、外出自粛、健康観察、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与及び有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。			●	●					保健福祉部
	５－１０　医療機関・薬局における警戒活動等									
	医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動及び交通規制を行う。			●	●	●	●	●		県警察本部
	５－１１　患者への対応等 ５－１１－１　県内発生早期・感染拡大期における対応（入院措置対応）									
	第二段階に引き続き、発熱外来の整備、感染症法に基づく患者の入院措置等を実施する。				●	●				保健福祉部 病院局
	新型インフルエンザの感染状況をリアルタイムで把握し、患者の同居者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）等、感染防止について必要な要請を行う。				●	●				保健福祉部
	５－１１－２　まん延期における対応									
	患者の入院措置の中止に伴い、新型インフルエンザの患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として全ての入院医療機関において新型インフルエンザの診断・治療を行うとともに、入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。						●			保健福祉部
	入院患者数と病床利用率の状況を確認し、病床の不足が予測される場合には、患者治療のために公共施設の利用を検討する。						●			保健福祉部

対策の区分	対策を実施する発生段階								主たる担当部局
	0 前段階	I 第一段階	II 第二段階		III 第三段階			IV 第四段階	
	未発生期	海外発生期	① 国内発生早期	② 県内発生早期	① 県内感染拡大期	② 県内まん延期	③ 県内回復期	県内小康期	
５－１１－３　回復期における対応									
患者を入所させている公共施設については、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する							●		保健福祉部
管内の発生動向及び診療の人的体制を勘案し、発熱外来の設置体制を調整する。							●		保健福祉部
医療機関における人的被害及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザやその他の疾患に係る診療が継続されるように調整する。							●		保健福祉部 病院局
５－１２　在宅患者への支援									
関係団体の協力を得ながら、在宅で療養する新型インフルエンザ患者への支援（見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。					●	●	●		保健福祉部
５－１３　小康期の医療体制									
新型インフルエンザ発生前の通常の医療体制に戻す。								●	保健福祉部 病院局
地域の感染状況及びニーズを踏まえ、発熱ホットライン及び発熱外来を縮小・中止する。								●	保健福祉部 病院局
不足している医療資器材や医薬品の確保を行う。								●	保健福祉部 病院局

6　抗インフルエンザウイルス薬 6－1　備蓄									
抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を推進する。	●								保健福祉部
7　情報提供・共有 7－1　情報提供体制の構築									
国との間に、メールや電話等を利用して緊急に情報を提供できるシステムを構築する。	●								危機管理局 保健福祉部
7－2　相談窓口									
住民からの一般的な問い合わせに対応できる窓口を本庁又は保健所に設置し、適切な情報提供を行う。		●	●	●	●	●	●		危機管理局 保健福祉部
状況を見ながら、相談窓口を縮小する。								●	危機管理局 保健福祉部
8　社会・経済機能の維持 8－1　事業継続計画の策定促進									
事業者に対し、新型インフルエンザの発生に備え、職場における感染防止策、重要業務の継続や不要不急の業務の縮小について計画を策定する等十分な事前の準備を行うよう要請する。特に社会機能の維持に関わる事業者による事業継続計画の策定を支援する。	●								危機管理局 商工労働部
8－2　社会的弱者への生活支援									
市町村に対し、第三段階のまん延期における在宅の高齢者、障害者等への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等について、対象世帯の把握とともにその具体的手続を検討するよう要請する。	●								保健福祉部

対策の区分	対策を実施する発生段階								主たる担当部局
	0 前段階	I 第一段階	II 第二段階		III 第三段階			IV 第四段階	
	未発生期	海外発生期	① 国内発生早期	② 県内発生早期	① 県内感染拡大期	② 県内まん延期	③ 県内回復期	県内小康期	
市町村に対し、在宅の高齢者、障害者等への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等を行うよう要請する。						●			保健福祉部
8－3　遺体の火葬・安置									
火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行っておく。	●								保健福祉部
火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう、要請する。また、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保するよう、市町村に対し、要請する。					●	●	●		保健福祉部
8－4　事業者の対応									
事業者に対し、発生状況等に関する情報収集に努め、職場での感染防止策及び業務の継続又は自粛の準備を行うよう、要請する。		●							危機管理局 商工労働部 関係全部局
市町村に対し、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行うことを要請する。		●							保健福祉部
事業者に対し、不要不急の業務の縮小に向けた取組みや職場での感染防止策を開始するよう要請する。			●	●	●	●	●		危機管理局 商工労働部 関係全部局
社会機能の維持に関わる事業者に対し、事業継続に向けた取組みを要請する。		●	●	●	●	●	●		危機管理局 商工労働部 関係全部局

	社会機能の維持に関わる事業者に対し、これまでの被害状況等の確認を要請するとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう、必要な支援を行う。								●	危機管理局 商工労働部 関係全部局
	一般の事業者に対し、各地域の感染動向を踏まえつつ、縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない時期について検討を行い、周知する。								●	危機管理局 商工労働部 関係全部局
８－５　犯罪の予防・取締り										
	混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の収集に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。		●	●	●	●	●	●		県警察本部

3　発生初期段階に検討・実施すべき主な対策

⑴　海外において新型インフルエンザが発生した場合〔発生段階Ⅰ〕

海外において新型インフルエンザが発生した場合には、危機管理対策本部を設置することになるが、その際、各部局で検討、実施すべき主な対策は次のとおりとする。

部局名	主な対策
危機管理局	□危機管理対策本部及び危機管理会議の招集・運営 □対策の実施等についての全庁の総合調整 □県民への積極的な情報提供 □消防機関との連携 □ライフラインの維持に関する事業者との連携
企画総務部	□県内私立学校への情報提供等 ・最新情報を提供し、児童・生徒、教職員、保護者等への周知徹底 ・発生地域等への留学生や修学旅行、発生地域等からの帰国者の有無の調査 ・国内発生に備え、緊急時の連絡責任者の再確認 □職員に対する予防、感染拡大防止に関する周知
県民環境部	□保健環境センターの体制整備 ・県内発生期に備え、保健福祉部と連携し、人的体制やウイルス検査試薬の確保等、物的側面も含め検査体制の整備 □在県外国人への情報提供 □外務省等からの情報収集（発生国への渡航制限情報等）
保健福祉部	□厚生労働省や関係機関からの情報収集 □県内各保健所及び感染症・疾病対策室に新型インフルエンザ発熱相談ホットラインを設置 □県医師会及び保健医療関係団体と連携し、感染予防策や県内発生期の対応について再度徹底 □社会福祉施設等への情報提供及び感染予防対策の徹底 □保健所での疫学調査、検体搬送等の体制の再確認 □入院対応医療機関との連携及び情報の共有化 □医薬品卸売業者と連携し、抗インフルエンザウイルス薬の市場流通状況を再確認 □県備蓄の抗インフルエンザウイルス薬の配布方法の調整 □火葬場の処理能力の再確認、遺体の取扱いについて市町村へ指導
商工労働部	□発生国への県内進出企業の社員、家族の健康状態等確認及び進出企業から現地の状況変化等の情報収集 □発生国への県人旅行者の状況把握 □商工団体及び観光協会等関係団体への情報提供及び対応状況等の情報収集

部 局 名	対　　策
農林水産部	□農林水産関係団体への情報提供及び対応状況等の情報収集 □食料輸入についての情報収集及び農林水産物の輸入減少が予測される場合等の農林水産省との連携 □発生国付近での漁船操業者の確認
県土整備部	□県内交通機関、関係団体への情報提供及び対応状況等の情報収集 □国土交通省等との連携及び情報収集 □水際対策での防疫措置や医療活動の支援
南部総合県民局、西部総合県民局	□保健所の体制の確認 □管内市町との連絡の強化 □局内の連絡調整や応援体制の整備
企　業　局	□事業継続の体制整備のため、職員及び関係機関に対し、感染予防策、感染が疑われる場合の対応について周知徹底
病　院　局	□県立病院への体制整備指示 ・特に、病床の確保、発熱外来設置及び院内感染対策の検討並びに備蓄品の状況確認
教育委員会	□公立学校の児童生徒等や保護者、教職員に最新情報や感染予防に必要な留意事項を周知徹底 □関係機関との緊急連絡網の確認 □発生国への修学旅行の有無の確認 有る場合には、参加した児童生徒等・教職員の健康状態の把握 □発生国への修学旅行の禁止、周辺国への修学旅行の自粛 □発生国からの帰国者がいる場合の健康の確認 □発生国からの帰国者が風評等により不当な扱いを受けることがないよう冷静な対応を要請 □発生国の日本人学校に本県からの派遣者がある場合には、文部科学省と連携し本人との連絡を確保
県警察本部	□水際対策の支援要請等に伴う警戒活動及び交通規制 □住民の不安感に乗じた犯罪の予防及び取締り

⑵　県内で患者が確認された場合〔発生段階Ⅱ②〕の対応

ア　初動対応の流れ

県内で患者（疑似症患者を含む）が報告された場合には、速やかに、以下の流れにより、危機管理体制を整備するものとする。

対　応　の　流　れ
□　感染・発生（おそれのある場合を含む）を知った職員は、直ちに各部局の危機管理主任者（各部局の主管課長）又は所属長に報告する。 □　職員からの報告があった場合には、危機管理会議（危機管理対策本部が設置されている場合は本部）へ報告するとともに、知事、政策監、危機管理局長、保健福祉部長への報告を優先させる。 □　危機管理対策本部が設置されていない場合には、直ちに、対策本部を設置する。 □　危機管理局を中心に、企画総務部、保健福祉部と連携し、マスコミ等への情報提供を行う。 □　危機管理対策本部において、対処方針を決定する。 □　各部局は、国及び関係する機関へ連携協力を要請する。

イ　社会生活活動への要請

危機管理対策本部においては、県民の社会生活活動に関して、次のような内容について要請及び周知徹底を行うこととする。

要請の対象	要　請　の　内　容	担当部局
県民	・マスク着用、手洗い・うがい ・外出自粛	危機管理局 保健福祉部
集会活動、 興業施設	・不要不急の集会や興業施設での活動の自粛	危機管理局 保健福祉部 関係全部局
学校、 通所施設	・県内全ての学校、通所施設等の休校、休業	企画総務部 保健福祉部 教育委員会
公共交通機関	・利用者間の接触を減らす措置	県土整備部
社会福祉施設	・マスクの着用、手洗い・うがい ・症状の認められた従業員等の出勤停止、受診	保健福祉部
事業所	・マスクの着用、手洗い・うがい ・症状の認められた従業員等の出勤停止、受診 ・不要不急の事業活動の自粛	危機管理局 商工労働部 関係全部局

ウ　各部局での対応

各部局で実施すべき主な対策は、次のとおりとする。

部局名	主な対策
危機管理局	□危機管理対策本部及び危機管理会議の招集・運営 □対策の実施等についての全庁の総合調整 □県民への積極的な情報提供 □消防機関との連携 □ライフラインの維持に関する事業者との連携
企画総務部	□県内私立学校へ最新情報を提供し、児童・生徒、教職員、保護者等への周知徹底及び児童・生徒の健康状態調査の指示 □職員に対する予防、感染拡大防止に関する周知
県民環境部	□保健環境センターで検体の検査（確定できない場合は国立感染症研究所へ検体持ち込み） □外務省等からの情報収集（発生国への渡航制限情報等） □在県外国人へホームページ等を通じて情報提供を実施
保健福祉部	□患者の帰国からの経路確認 □疫学調査実施 □患者及び患者に接触した者を対象に予防投薬、健康調査の実施 □保健指導の実施 □抗インフルエンザウィルス薬の確保及び補充準備
商工労働部	□商工団体及び観光協会等関係団体への情報提供及び対応状況等の情報収集 □商工団体等関係機関で構成する連絡会議を開催し、中小企業への支援策の検討に着手
農林水産部	□農林水産関係団体への情報提供及び対応状況等の情報収集 □風評被害防止のため、本県農畜産物に関する相談窓口設置 □全農徳島県本部及び食料卸協同組合に対し食料供給の協力要請 □農林水産省と連携した食料供給等の情報収集・情報提供
県土整備部	□各種交通機関及び関係団体への情報提供及び対応状況等の情報収集 □国土交通省等との連携及び情報収集
南部総合県民局、西部総合県民局	□局内の対策会議開催 □相談窓口の設置 □管内市町と連携及び情報収集

部局名	対策
企業局	□事業継続のための体制確保 □職員の健康状態の確認及び感染防止対策の周知徹底
病院局	□患者の治療継続 □病院内感染対策 □発熱外来の設置
教育委員会	□小中高等学校等に対して保健指導の徹底及び児童生徒等の健康状態調査の指示（患者住居付近の学校）
県警察本部	□防疫措置及び医療活動の円滑な推進のための支援要請等に伴う警戒活動及び交通規制 □混乱に乗じた犯罪の予防及び取締り □社会的混乱による不測の事態への対応 □多数死体の死体見分

第５　県民への情報提供

１　積極的な情報提供

県民の皆様に、新型インフルエンザ発生時の混乱を回避し、冷静な対応を求めるため、国や県の新型インフルエンザ対策の取組状況や、職場や家庭で実施できる感染予防策などの最新情報を、県のホームページや市町村の広報誌等の媒体を活用し、広く県民の皆様に周知するとともに、各種団体が実施している研修会等においても、積極的な情報提供を行うこととする。

県のホームページ
とくしま防災・危機管理情報　安心とくしま 感染症 > 新型インフルエンザ http://anshin.pref.tokushima.jp/infection/influenza.html

２　相談窓口の設置

新型インフルエンザ及び高病原性鳥インフルエンザに関し、県民等からの相談及び問い合わせの窓口を次のとおり設置する。

開設時間	平日 9:00 ～ 17:00 ただし、危機管理対策本部を設置後は、相談時間を延長する。	
窓　口	■全般・県の取組に関すること	
	危機管理局危機管理政策課危機管理担当	088(621)2708
	■新型インフルエンザに関すること	
	保健福祉部医療健康政策局 健康増進課感染症・疾病対策室 東部保健福祉局　徳島保健所 吉野川保健所 南部総合県民局　阿南保健所 美波保健所 西部総合県民局　美馬保健所 三好保健所	 088(621)2228 088(602)8907 0883(24)1114 0884(28)9874 0884(74)7343 0883(52)1017 0883(72)1122
	■高病原性鳥インフルエンザに関すること	
	農林水産部畜産課環境衛生担当 徳島家畜保健衛生所 〃　阿南支所 西部家畜保健衛生所（衛生防疫第一課） 〃　（衛生防疫第二課）	088(621)2419 088(631)8950 0884(22)0304 0883(24)2029 0883(82)2397
休日の夜間の対応	■休日・夜間対応窓口	
	危機管理局危機管理政策課危機管理担当 保健福祉部医療健康政策局 健康増進課感染症・疾病対策室 農林水産部畜産課環境衛生担当	088(621)2708 088(621)2228 088(621)2419

もし新型インフルエンザが発生したら……
わたしたちが今から心がけること

●新型インフルエンザは、ただの風邪ではありません！●

新型インフルエンザは、動物、特に鳥類にのみ感染していた鳥インフルエンザが、遺伝子の変異によって、ヒトの体内で増えることができるように変化し、さらに、ヒトからヒトへと感染するようになる感染症です。

新型インフルエンザウイルスは、人間界にとっては未知のウイルスで、ヒトは免疫をもっていないため、急速な世界的大流行を起こす危険性があります。

●個人でできる対策①　発生前の準備●

◇その１　うがい・手洗い・マスクの励行

外出後の手洗い・うがいを日常的に行い、人混みや繁華街への外出を控えたり、熱、咳、くしゃみ等の症状のある人には必ずマスクを着けてもらったりすることが大変重要です。

◇その２　食料・日用品等の確保

発生時に不要不急の外出をしないよう、２週間程度の食糧・日用品等の準備をしておきましょう。特に、不織布製マスク（サージカルマスク）は大切です。

●個人でできる対策②　もし発生したら！●

◇その１　正確な情報の収集

情報には、国・地方自治体の提供する情報、マスコミが提供する情報など様々です。パニックが起こらないように正確な情報を収集し、冷静に対応することが重要です。

◇その２　まずは保健所に連絡を

事前連絡なく近医を受診すると、万が一新型インフルエンザであった場合、待合室等で他の患者さんに感染させてしまう二次感染のおそれがあります。まず、保健所に連絡し、保健所が指定する医療機関を受診して下さい。

●詳しくは、下記のホームページをご覧ください●

◇徳島県ホームページ「とくしま防災・危機管理情報　安心とくしま」
http://anshin.pref.tokushima.jp/infection/influenza.html